

## 外国為替取引に関する取組方針

株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）は、外国為替ホールセール市場において外国為替取引に関する適切な業務運営を行うため、以下のとおり「外国為替取引に関する取組方針」を定めます。

### 1. 法令等の遵守

当行は、お客さまとの外国為替取引に際し、国内外で適用される法令およびグローバル外為行動規範等を遵守するとともに、倫理的かつプロフェSSIONALな行動および健全なガバナンス体制の維持に努めます。

### 2. 当行の役割

当行は、お客さまとの外国為替取引において、自己の名義（自己勘定）の立場で取引を行い、取引当事者として、取引に伴い生じるマーケットリスクや信用リスク等のリスクを引き受けて行動いたします。

### 3. 公正性、透明性および誠実性の確保

当行は、お客さまとの外国為替取引にあたり、公正性、透明性および誠実性をもって取り組み、取引を執行いたします。

なお、電子取引において、お客さまからの取引依頼を当行が引き受けるまでの間に、相場が急激に変化した場合等、リスク管理上の理由で当該取引をお断りすることがあります。

### 4. 取引レート

当行は、お客さまとの外国為替取引において、原則、当行所定の公表相場または市場実勢相場に、お客さまとの取引やサービスの種類に応じた手数料等を含めた約定レートで取引を行います。

なお、市場実勢相場がお客様のオーダー水準に到達したとしても、手数料等を含んだレートでは到達していない等、取引を執行できないことがあります。

### 5. お客さまの情報の保護

当行は、お客さまとの外国為替取引にかかる情報を適切に管理し、安全性の確保に努めます。

なお、お客さまとの外国為替取引にかかる情報を合算、匿名化、一般化したうえで分析し、当行内外で共有することがあります。

### 6. 利益相反にかかる管理態勢の保持

当行は、お客さまとの外国為替取引における利益相反管理について適切に対応いたします。

以 上